大山町地域おこし協力隊　募集要項

１　趣旨

　大山町では、都市地域の意欲ある人材を積極的に受け入れ、地域に住むものが気付いていない資源を新たな視点や感性で探し出し、地域の課題解決とそこに住むものとの協力体制により町おこしの起爆剤を開発することを目的として、大山町地域おこし協力隊を募集します。

２　募集人員

　大山町地域おこし協力隊員　１人
　（３の業務概要に掲げる（１）～（４）のいずれかに取り組む）

３　業務概要

　着任から3・4年後、起業※することを目標に、大山町にある資源（農林水産業、文化・伝統、動植物、気候、自然、人材、空き家、空き地など）を活用し、地域コミュニティの問題・課題の解決・再生、集落活動・地区会議活動の支援・発展につなげること。
※地域課題を解決する受け皿となりうるNPO団体などの設立も含む。

大山町職員、町民、関係団体等と連携しながら、次に掲げる活動を行う。

（１）住みよい地域づくりコーディネーター

　地域住民を巻き込んだ、高齢者福祉の充実や住環境の改善に通じる施策を講じることで、地域住民の支え合うシステムづくりと心の醸成を進め、温かく住み良い環境形成を図る。
具体的な業務イメージは以下のとおり
①地域・集落支え愛マップの作成推進
②配食サービスなど食べることを支援する調査・開発・実施
③高齢者に病院にかからず長く元気でいていただくため、集落・地区にて健康教室・健康教育の推進
④地域住民の地域力とデマンドバス活用による、交通弱者対策
⑤不要物（ゴミなど）活用の循環型社会の形成
⑥空き家の改築（ワークショップ型）
地域、役場、隊員との協議で具体的業務内容は定めていきます。

（２）少子化・子育て環境充実コーディネーター

　　安心安全な食資源、様々な自然が体現でき、大きな病院にも近いという環

境を前面に出し、結婚・出産・子育て・教育に通じる施策を講じることで、子どもから働き世代にやさしく、将来にわたって安心して暮らせる環境形成を図る。
具体的な業務のイメージは以下のとおり。
①若者にこのまちに来たいと思わせる、住環境 PR
②小中高校生を巻き込んだ思い出づくり・地域づくりイベント
③育児中のお母さんの交流の場の充実
④高齢者の知恵、アイデアハンドブックの作成
⑤食を通じた安心・安全・健康づくり環境の充実と PR と巻き込み
※助産師・看護師などの有資格者も可
地域、役場、隊員との協議で具体的業務内容は定めていきます。

（３）大山町まるごとコンダクター
（農林水産業、文化・伝統、空き家などの有効活用）
　大山町の資源（農林水産物、文化・伝統、空き家）と地域住民と大山町へこられる方をマッチングさせ、かつ、「ない」を「ある」に換える視点からのツーリズムプロジェクトなどの施策を講じることで、地域の魅力、外貨獲得による町民所得の向上を図り、若者の移住定住を促す。
具体的な業務イメージは以下のとおり。
①所子地区伝統的建造物群を活用した、文化・歴史、フットパス　ツーリズム
②道の駅大山恵みの里発信プロジェクト
（山陰道も開通し、今や…道の“横の”駅に…そういった観点からの発信や、あんなにコンパクトな道の駅は全国見てもなかなかないという観点からの珍しさ発信など）
③空き家シェアハウス化、地域滞在型交流拠点創出プロジェクト
④特産品教科書（ルーツ～栽培方法～収穫方法～調理方法のような取扱説明書）づくり
⑤森の匠・職業訓練塾（空き家リフォーム・リノベーション、試作建築→若者住居提供）
地域、役場、隊員との協議で具体的業務内容は定めていきます。

（４）その他
　（１）～（３）の内容にとらわれない、あなたの自由な発想をご提案ください。大山町の課題とマッチングさせ、取り組みを進めていただきます。

４　募集条件（共通）
（１）年齢が 20 歳以上 40 歳以下の方（平成 26 年 4 月 1 日現在）

（２）現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に在住している方で、大山町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方
（３）大山町の資源（農林水産業、文化・伝統、動植物、気候、自然、人材、空き家、空き地など）を用い、自分の特技を生かし、仕事をつくり定住する意欲のある方
（４）過疎地域の活性化、課題解決に意欲があり、集落になじむ意思のある方
（５）環境保全や過疎地振興など、社会貢献度が高い分野に取り組める方
（６）普通自動車免許証を有している方
（７）パソコン操作、イラストレーター、フォトショップ、SNS（フェイスブックなど)、ツイッター、ICT などの活用に堪能な方で大山町の魅力を発信できる方
※条件不利地域（過疎地域自立促進特別法（平成 12 年法律第 15 号)、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）及び半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に指定された地域）以外の地域に居住している方

５　勤務地
大山町

６　活動形態・期間
大山町地域おこし協力隊として町長が嘱託職員として委嘱します。
平成２６年６月１日から平成２７年３月３１日まで。ただし最長で、平成２９年３月３１日まで延長することもあり（年度ごとに更新)。また、試用期間を６ヶ月とします。
地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

７　活動時間
週３８時間４５分。１日につき７時間４５分。
標準的には、８時３０分から１７時１５分とし（１２時から１３時まで休憩時間)、活動内容により７時間４５分を越えない範囲で変更可能
土日、国民の祝日、年始年末は休日とする

８　報償費
月額１６６，０００円（社会保険料・雇用保険など個人負担分含む）
賞与は支給しません
残業はフレックスタイムにて対応

９　福利厚生
（１）社会保険・雇用保険・傷害保険に加入します。（自己負担があります。）
（２）住居について町が準備し、家賃は、大山町の職員の規則に準じて負担します。
（３）業務につき必要な車両、パソコンは大山町が準備します。
（４）活動経費は必要に応じ大山町が負担します。
（５）休日・休暇
　　　週休２日（活動内容を基本。各自の活動内容に応じて調整）
　　　休日勤務は振替対応
　　　休暇は、大山町嘱託職員の雇用に関する要綱に準じる

１０　申込受付期間
　平成２６年３月２６日（水）から平成２６年４月２３日（水）まで　※必着

１１　申込方法
申込用紙に記入の上、下記の書類を添付して大山町企画情報課へ持参または郵送してください。
（１）地域おこし協力隊申込書（大山町ホームページからダウンロード）
（２）活動目標レポート
（３）住民票
（４）返信用封筒　１通
　Ａ４判が入る封筒に住所と氏名を書いて200円切手を貼り付けしてください。

１２　選考方法
（１）第１次選考（書類選考）
　書類選考のうえ、結果を５月２日（金）を目途に申込者全員に文書で通知します。

（２）第２次選考（面接）
　第１次選考合格者を対象に、大山町において５月１０日（土）に第２次選考（面接による審査）※を行います。詳細は、第１次選考結果を通知する際にお知らせします。選考結果は、５月１６日（金）頃に文書で通知します。

※面接のために要する経費は、申込者の負担となります。
※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

※不合格者の応募書類は全て本人に返送いたします。

１３　申込・お問い合わせ先

〒689-3211　鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町役場　企画情報課　担当：柏尾
電話　0859-54-5202（直）　FAX　0859-54-5216
E-mail：kikaku@daisen.jp

１４　その他

・申込に関する問い合わせは、メールまたは、ファックスで行うこと。電話での質問は受け付けません。
・質問者に対する回答は、質問者にメール又はファックスで回答します。